明治廿五年四月

（非賣品）

大日本蠶絲會報告

第一回

大日本蠶絲會

D.1

大日本蠶絲會報告第一回目次

○本會創立ノ旨趣
○本會規則
○會員姓名

●論說
○大日本蠶絲會ノ創設に付一言を述
○本年の養蠶に就て
○製絲用水

●講義
○蠶体解剖論
○養蠶術

●問答
○早生蠶の件○軟化病の件（以上答）○蠶見桑付の件○塞國桑樹の件（以上答）○牛馬の糞肉を桑樹の肥料にする件（以上答）

●統計
○連年生絲輸出數量價格稅格并歩合圖

●雜報
○蠶業に關する耶賓特許品○京都府高等養蠶傳習所○桑苗の價格○蠶業家の巡回○蠶業教師○信州の養蠶○西班牙蠶絲業近況○新潟縣蠶絲協議會の轉末○伊國農商務大臣蠶業家に答ふ○蠶桑講話會○最古の養蠶書○蠶絲業集談會○伊備の製絲本邦當業者の注意

●本會記事
○會告

名譽會員　遠水堅會
贊成會員　練木喜三
贊成會員農學士　本多岩次郎
贊成會員理學博士　佐々木忠二郎
贊成會員　松永伍作

大日本蠶絲會報告　第一回

◎大日本蠶絲會創立ノ旨趣

伏レテ惟ルニ本邦氣候温和土地豊沃生産物ニモシカクスト雖モ能ク欧米人ノ嗜好ニ適シ輸出品中ノ巨擘トシテ無慮三千萬圓ノ財貨ヲ收入シ本邦輸出入ノ權衡ヲ偏領セシメサル者ハ實ニ夫レ蠶絲ノ力ナル乎宜哉世人日常蠶絲ノ談ニ及ヘハ纖々タル生絲能ク日本ノ命脉ヲ繋クト云フ語蓋言ニ騙スト雖モ又能ク實況ヲ穿アルモノト云フヘシ仰テ世界ノ大勢ニ鑑ミ伏レテ本邦ノ國情ニ照ラスニ天此蠶絲ヲ以テ我國ニ幸スルニ似タリ見ヨ宇内文化ノ進歩ハ大ニ綿絨衣料ノ境域ヲ脱シテ絹織物ノ需用ヲ促シ年々歳々生絲ノ消費ヲ擴張レツヽアルニアラスヤ見ヨ最モ我國古代ヨリ傳リ最モ邦人ノ技術ニ熟練セルモノハ蠶業ニアラスヤ而シテ最モ本邦ノ地質ニ適シ最モ本邦ノ氣候ニ適スルモノハ桑樹ニアラスヤ實ニ本邦ハ天賦ノ蠶業國ナル哉故ニ苟モ國力ヲ充實ナラシメント欲セハ須ラク斯業ヲ擴張發達スルノ急務ナルコトハ獨リ吾人蠶業社會ノ私言ニアラサルナリ然リト雖モ蠶絲ハ本邦ノ特有ニアラス世界各國到ル處ニ多少ノ産出ヲ見サルナシ就中本邦ノ以テ敵敵トナスハ伊太利

佛國西支那ノ三國ニレテ近時此等諸國蠶業ノ趨勢ヲ觀察スルニ伊佛兩國ハ保護奬勵ノ途既ニ滑ニ同業者協力一致精其ノ生絲ヲ產スルニモ拘ハラズ益其運動ヲ活潑ニシ遂レテ生產保護ノ法トナリ誘キテ輸出稅免除論トナリ支那モ亦大ニ改其ノ方法ヲ計劃セリト聞テ本邦蠶業ノ狀態ヲ顧レハ敢テ永遠ノ第ヲ樹テス只管目前ノ小利ニ逐ヒ厲着ナリ蠶結ナリ苟モ法律ニ觸レサル限ハ種々ノ不正手段ヲ以テ蠶業社會ヲ橫行スルノ徒勝レトナサス是カ結果トレテ蠶卵ノ不良トナリ製絲ノ濫造トナリ販路ノ遲滯トナリ養蠶家ハ蠶種ノ携帶ニ迷ヒ製絲家ハ疲產ノ悲境ニ陷リ生絲商ハ永年ノ顧客ヲ失ヒ蠶業社會ノ秩序紊亂實ニ名狀スヘカラス噫今コレヲ之カ改良振起ノ策ヲ講究セスンハ天賦ノ蠶業國モ亦頓ムニ足ラス里路ノ市場紐育ノ阜頭伊佛支ノ生絲ノ爲ニ蹂躪セラルヽハ鐵ニ掛ケテ見ルカ如シ實ニ吾人蠶業家タルモノ手ヲ袖ニレテ傍觀スヘキノ時ナラン故之ヲ大ニレテハ國家問題トレテ奬勵誘導ヲ要セサルヘカラサルモノアリ之ヲ小ニレテハ已人ノ義務トシテ改良發達ヲ期セサルヘカラサルモノアリ然レトモ輿論ニアラスンハ之ヲ調リ之ヲ振スヘカラス玆ニ於テ平全業者團結ノ必要既ニ有識ノ士ノ認ムル所タリ某等亦大ニ感ヲ同フシ幸地方有志諸君ノ贊成ヲ得タルヲ以テ身中央樞要ノ地ニ在ルニ依リ微力ヲモ顧ミス大日本蠶絲會ヲ設立シ普ク全國同業者ト氣脉ヲ連絡シ本業ニ關スル利害得失ヲ研究レ其方針ヲ一定シ一致團結大ニ本業ノ隆盛ヲ計リ以テ伊佛ノ精銳ヲ衝キ支那ノ强大ヲ壓レ富國强兵ノ實ヲ舉ケ國利民福ヲ增進シ聊カ國恩萬分ノ一ニ報セントス敢テ茲ニ規則一部ヲ呈ス乞フ同盟ノ士奮テ贊成アランコトヲ

◎大日本蠶絲會規則

第壹章　總則

第一條　本會ハ大日本蠶絲會ト稱ス

第二條　本會ハ本邦蠶絲業ノ改良進步ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條　本會ハ蠶絲業ニ關スル學術及技藝ニ達シ又ハ實業ニ從事スルモノヲ以テ之ヲ組織ス

第四條　本會ハ第二條ノ目的ヲ達センカ爲メ東京ニ事務所ヲ設置シ左ノ事項ヲ取扱フモノトス

第一項　蠶絲業ニ關スル諸般ノ調査ナリ又ハ會員ノ質問ニ應答スルコト

第二項　毎月報告書ヲ發行シ蠶絲業ニ關スル學理實業上ノ論說及會員ノ通信時

事ノ狀況等ヲ掲載シテ會員ニ頒布スルコ

第三項　蠶絲業ニ關スル技術者講師招聘ノ紹介ヲナス事

第四項　蠶絲業ニ關シ特ニ有益ト認ムル書籍ヲ印刷又ハ著述編輯ノ會員ニ頒布スル事

第二章　會員

第五條　本會ノ會員ヲ分テ名譽會員贊成會員特別會員及通常會員ノ四種トス

第六條　名譽會員ハ蠶絲業ニ對シ偉大ノ効績若クハ名聲アル人ヲ特ニ本會ヨリ請待スルモノトス

但本會ノ議事ニ關セサルモノトス

第七條　贊成會員ハ本會ノ趣旨ヲ贊成シ學術若クハ技藝ニ通シタル人ヲ請招スルモノニシテ本會ノ議事ニ關セサルモノトス

第八條　特別會員ハ會費トシテ一ヶ年金壹圓二拾錢ヲ出スモノニシテ本會ノ議事ニ參與スルモノトス

第九條　通常會員ハ會費トシテ一ヶ年金七十二錢ヲ出スモノニシテ本會ノ議事ニ關セザルモノトス

第三章　役員

第十條　本會ハ事務ヲ處辨スル爲メ左ノ役員ヲ置ク

會頭　一名　副會頭　一名　幹事　三名　書記不定員

第十一條　會頭ハ名譽會員ノ中ヨリ副會頭ハ贊成會員中ヨリ推舉シ幹事ハ特別會員中ヨリ互撰シ書記ハ會頭之ヲ撰任スルモノトス

但幹事ノ任期ハ一ヶ年トス書記ハ任期ナシ

第十二條　會頭ハ本會一切ノ事務ヲ總理シ副會頭ハ會頭ヲ補佐シ幹事ハ會頭ノ命ヲ受ケ本會ノ事務ヲ分擔監督シ書記ハ幹事ノ指揮ヲ受ケ總テ本會ノ事務ニ從事ス

但書記ハ相當ノ俸給ヲ給與スルモノトス

第四章　集會

第十三條　集會ヲ分チテ大集會小集會定期會臨時會ノ四種トス

第十四條　大集會ハ毎年早春ニ開設シテ蠶絲業ニ關スル事項ヲ談論シ且ツ本會事務要件ヲ報告スルモノトス

但會日及會場ハ豫メ報告スルモノトス

第十五條　小集會ハ毎年一三七十ノ月第一土曜日正午ニ開會シ宿題ニ對スル事件ヲ陳述シ併セテ蠶絲業ニ關スル談話ヲナスモノトス

但時宜ニヨリ會日ヲ變更スルヿアルベシ

第十六條　定期會ハ特別會員ヲ以テ組成シ毎年大集會ノ發ニ於テ開キ規則ノ更正役員ノ撰擧等總テ全會ニ關スル重大ノ件ヲ議定スルモノトス

第十七條　會頭ノ意見或ハ特別會員拾名以上ノ申立アル時ハ臨時會ヲ開クヿヲ得

第五章　雜則

第十八條　總テ金員物品等ヲ寄附スル者アル時ハ永ク本會ノ記錄ニ存スル者トス

第十九條　本會ノ報告記事法其他集會々議法及會計法等ハ幹事ニ於テ之ヲ定メ定期會ノ意見ヲ問クモノトス

第二十條　會費ハ毎年十二月十五日限リ翌年度分ヲ送付スルモノトス

第廿一條　退會セントスルモノハ其旨幹事ニ届出ヘシ

但前納シタル會費ハ返付セサルモノトス

第廿二條　總テ會員タルモノ本會ノ名譽ヲ毀損スルカ或ハ本分ノ義務ヲ怠ケタル時ハ除名スヘシ

但前納シタル會費ハ返付セサルモノトス

第六章　附則

第廿三條　本會ノ報告ハ當分日本蠶業雜誌ニ本會ノ記事欄内ヲ設ケ之ニ掲ゲルモノトス

第廿四條　本會ノ事務ハ暫ク總會開設役員撰定マデハ在京會員ニテ之ヲ處辨スルモノトス

第廿五條　本會ノ事務所ハ當分ノ内東京府北豐嶋郡滝野川村大字四ケ原ニ設置ス

◎名譽會員（イロハ順）

東京　伯爵　板垣退助　　仝　〃　花房義質　　〃　〃　逮水堅曹
東京　〃　西村捨三　　仝　〃　河瀬秀治　　仝　〃　伯爵立花寛治
仝　子爵谷干城　　仝　〃　令夫人　　仝　〃　田中芳男
仝　〃　田邊輝實　　仝　〃　陸奥宗光　　仝　〃　前田正名
仝　子爵青木周蔵　　仝　子爵佐野常民　　仝　〃　佐々木長淳
仝　〃　齋藤修一郎　　仝　〃　子爵品川彌二郎

◎賛成會員

（イロハ順）

東京　池田謙蔵　　仝　今西直次郎　　仝　伊知地徳之助　　三重　伊藤小左衛門
山梨　八田達也　　群馬　星野長太郎　　東京　本多岩次郎　　仝　岡　毅
仝　奥田義人　　仝　押川則吉　　仝　岡部　廣　　仝　小野孫三郎
仝　大林雄也　　大分　小野線一郎　　東京　岡野　朝治　　仝　和田維四郎
福島　蔡野平右衛門　　秋田　川村永之助　　東京　横井時敬　　仝　高橋信貞
神奈川　高木三郎　　東京　田原休之派　　仝　田中節三郎　　仝　高井助太郎
山形　竹塚忠男　　郡馬　田島武平　　仝　田島彌平　　仝　練木喜三
神奈川　中山智倚　　岐阜　熊谷孫太郎　　東京　樋永伍作　　仝　益田孝
群馬　町田菊次郎　　山形　丸山孝一郎　　東京　園中文助　　京都　貫名井純一
長野　藤太善左衛門　　東京　鎗津傳次平　　米國　新井頗一郎　　東京　青山元
北海道　足立元太郎　　東京　佐藤秀顕　　仝　佐々木忠次郎　　仝　酒匂常明
仝　澤野淳　　埼玉　木村九蔵　　京都　北垣保　　長崎　美代清彦
東京　白井光太郎　　仝　芝山宗太郎　　神奈川　下田伊左衛門　　長野　遠澤佐七

◎特別會員

東京　平賀義美　　仝　平野師應

東京　小畑岩次郎　　同　内田竹三郎　　同　町田治助　　同　御法川直三郎
同　見玉寶詮　　京都　渡邊義武　　同　刈田竹蔵　　同　宮井悦之輔
大阪　橋本亮　　神奈川　魚住鶴吉　　同　小林梅四郎　　同　村田澄蔵
同　久保眞　　同　廣田泉太郎　　同　笹野勝太郎　　同　森田退蔵
兵庫　井上伍鹿　　同　上島要三　　同　西條豊太郎　　長崎　小川慶一
同　小林矩一　　新潟　木間宏　　同　小出淳太　　同　門村直中
同　富澤寛　　同　松田信太郎　　同　横田長太郎　　同　高橋清一郎
同　劒持玄龍　　埼玉　馬場源太郎　　同　瀧澤仙蔵　　同　塚越仲三郎
同　野中善三郎　　同　町田三蔵　　同　小高圭作　　同　相島莊
同　柴生田忠三郎　　同　森田登三郎　　同　須賀彌七　　群馬　柿沼平吉
同　矢島善四郎　　同　新井寛三次　　同　三浦舒一　　同　茂木藤治
同　茂木元　　同　橋本武一郎　　同　毛呂正容　　同　島山角太郎

同　森村良六、同　柴山六太郎、同　高橋嘉喜太郎、千葉　佐々木唯市、
同　五十嵐清太郎、同　仁科德之助、同　富澤源太郎、同　花塚文藏、
同　相澤善藏、千葉　鈴木與次右衛門、同　森　松、茨城　鈴木貞太郎、
同　宮川三郎、同　山口米知男、同　須藤熊吉、梅木大藏七九郎、
同　毛利正雄、三重　館三之吉、愛知　山内秀三郎、靜岡　大塚良太郎、
同　三澤芳太郎、同　久永貞次郎、同　望月平太郎、同　杉山榮次郎、
滋賀　脇坂七郎、同　加藤傳吉郎、岐阜　鵜　巍、同　中村加久藏、
同　矢嶋正幹、同　岳岡榮吉、同　齋藤延太郎、同　菅沼鎮平、
同　中川篤兵衛、奈良　堀内忠三、長野　平澤和三郎、同　靜谷由平、
同　峯村喜藏、同　有賀壽三郎、同　青木演之助、同　小池榮平、
同　小山鶴作、同　内山十一郎、同　灌澤聽吾、同　武居善次、
同　上條銀一郎、同　太田應治、同　伊藤貞雄、同　東原耕三、
同　池田忠治、鹿島　伊藤又十郎、同　秦　文次、同　太田弘中、
同　橋本宗太、同　牟澤佐七、同　太田民五郎、同　加藤丑太郎、
同　吉田隼太、同　高山子之吉、同　竹村誠治、同　前田左門、

同　增子德之助、同　佐藤秀壽、同　齋藤德三郎、同　遠藤清吉、
同　橋本周輔、宮城　小野惠之助、同　吉田太力、同　海上　尊、
同　藤本英都喜、同　佐藤芳右衛門、岩手　村上清源、同　鳥谷重右衛門、
同　佐藤　平、秋田　飯塚安太郎、同　植木定靜、同　一方井求治、
青森　武田友七、山形　池田文次郎、同　金屋長太郎、同　金子孫衛左門、
同　松田宗兵衛、同　吉池慶正、同　塚田正一、同　小松茂太郎、
石川　庄田誠太郎、島根　藤岡權助、同　梶村柳次郎、同　三島丈之助、
同　島田儀二郎、鳥取　多賀喜太郎、同　岩淵餘三、同　谷岡熊次郎、
岡山　邊見實雄、同　蒲本隆堂、同　安藤貞次郎、香川　大宮多友八、
廣島　沖本彌市、愛媛　小林保太郎、愛媛　町田　徳、高知　西内義顯、
同　堀田藤之、福岡　河原政次郎、同　安仲寅吉、同　八隅清治、
同　江浦勝次郎、大分　永松　貢、同　立野貫一、同　甲斐九郎、
同　太田武彦、同　橋本定吾、同　高野長九郎、熊本　德永市十郎、
同　大右岡統孝、同　竹田信之、同　下田三八、鹿兒島　藤木長、
同　石塚萬之助、

◎通常會員

東京　朝賀義一　京都　井上森藏　仝　寺田浚吉　摂津川　白井武藏
仝　山田伊兵衛　仝　星尾治太郎　仝　宮本重唐　仝　島田久次郎
新潟　志賀志郎右衛門　千葉　濱野潮　仝　小林清造　群馬　藤川新一
仝　山崎嘉吉　仝　菅田重助　仝　中島庄吉　三重　金丸榜吉
埼玉　神谷熊太郎　仝　尾澤盛太郎　長野　森山實五郎　仝　高松清八
宮城　伊東懷藏　山形　佐藤保貴治　大分　橋本八重　福島　福田秀吾
仝　大槻太郎　仝　山口貫　秋田　尾久卯之介　同　柴田善太郎
島根　芝原卯太郎　愛媛　岡本景光　鹿兒島　野崎岩次郎

論說

◎大日本蠶絲會之創設ニ付一言を述

名譽會員　進水監書

本邦蠶絲業者にして目今緊急必要なるものは同業者の結合固休是なり如何となれは蠶絲業ふ於て改良及救護の策を爲さゝるをにさるの時なをゝなり則養蠶業ふ於ては蠶國の種類尠多くまて同一の生絲を製するふ難く又細軟の良質に乏しくして機織家の望ふ應するの製絲に若み又近來良質の蠶を養はんよりゝ寒中以下のもれを數多養育するを勝れりとの妄說に迷惑するの傾況あり又製絲業ふしては兩三年以來粗製濫造の弊を來たし既に米國にては信用を失したるとて同國領事より詳報あり抑我日本の生絲の特產なるゝ誇を俟たすと雖貿易の始めに於て頗信用を失し雖新後千辛萬苦の改良を謀るの際明治十四年に於ても一度信用を失したるとあれは今日の不信用は既ふ三度に及へり所謂地獄の顚は罍の如くにして彼れに惑もるとも深けれゝ之を挽回するを亦不容易且米國の如きは本邦の爲最必要の貿易場なれゝ甚遺憾の至りなり此際ふ於て佛國にては伊國の輸入稅を廢ー加之自國の蠶絲業者に特別の保護金を與へ十分の勸奬有りと云ふ然則彼は益進ミ是ゝ愈退く者に似て實に往來の相違あれは遂からす我國の本業に非常の困難狂來すへきは當然ふして國家の損失も亦莫大ならん其に憂ふへきの甚しきものなを夫養蠶製絲兩業の情態斯の如くなるの今日に於ては必至盡力して以之れか改良を救護挽回との策を爲さゝる可からす然れとも此事たる決して一已登人の力を以爲し得可きものに非

れは速あに協同團結して百事謀ふさるを得さるの急務あるよ際し恰好一此大日本蠶絲會の創設ありたれは全國の同業者遠に結合して國家の洪益を企圖せられんとを頻に希望し聊愚意を述ると如此

◎本年の養蠶に就て

貴成會員　綠木　喜三

鳥兎匆々人を待たすとかや梅の盛りも早や過きて櫻の得意の笑顔斉遊るに忙はしき頃とはなりぬ吾人蠶業社會も亦將に多忙ならんとするの秋に迫れり憶ひ廻せは去年の春恰も養蠶の頃はひは氣候至て適順にて蠶兒の逸ミ至極よろしく其醫厭の殺氣に逢へ蠶種の多少傷めるものありしにも拘らす極上々の豊作にて深山の奥の賤ヶ屋も潤風誘ふ海士か家も下手も上手もかしなへて玉を欺く良繭を山なすまでに收めしは誠に近年稀なるとにて吾人とも共に誠は未曾有の年柄ならんかなと思ふ最中恰好收繭の秋に際し公用を帶ひて群馬長野兩縣を巡回せるを幸ひ到る所老農に遭ふ毎ふ既往かゝる年柄の有無を尋ねたりーか知らぬものゝみ多かりき只一人後の清涼育ふ名高き群馬縣下烏村の田島彌平翁の曾に余は當年にて既に七十歳を閲すれとも未た曾て斯る年柄に出會すされと自分幼少の頃父親の話に汝の產れ

ふる翌年は非常の旱魃よて麥の生長甚た悪く苅取るよ困み己を得ず根拔になーたる程なりしも養蠶にハ更らに害なきのみならず上手も下手も大當り古今未曾有の農作なりし是よ依て之を觀れハ乾燥は如何に乾燥なりとて決して養蠶ふ害あるものにあらす只惡るべきは湿潤なり汝それ之を記憶せよと謂れたることありと云はれたりさは斯る年柄は本年より數ふれハ丁度七十年前に一回ありし者と見も本年七十一歳を閲せる高齢の人にして殊に注意の厚き同氏すら既よ斯の如し況んや其年齢の之に及はさるものをや知らさるこそ道理なれそハ兎まれ角まれ今年も亦去年の氣候の如くあれかしとハ誰しも願る所なるが天公果して納受まーますや否や轉變なき能はす鳴呼明治廿五年の蠶況は如何去年の氣候ハ實に夫れ六十九年目の真季候なり本年又直く遂り來るべしとも思はれ申或は新り甲斐なく終るやも亦未た知るべからす果して新り甲斐なしとせんか云ふも忌々ーき事なるら本年の養蠶は遂作なりと謂はさるべからす其故如何となれハ

第一去年の養蠶の豊作に逐れ蠶種の出來高多きより價の廉なるか爲に不相應にも多くの蠶種を買入れ平年よりも多く掃立るの恐れあり

第二昨年製造の蠶種中には其質の多少不完全なるものなきやの疑あり

第三近年は雖人も能く蠶種の撰みゑ注意し來りされとも去年は此注意を怠りたるものまてる出來桑宜しかりしより自然此注意を怠りしもの多きやゑ想はる

第四去年は貯藏の行屆かざるもの迄も相應の収蔵をなせるより蠶種の貯藏は格別

蒸籠の當否に關係なしなど〻心得肝腎の貯藏を忽にせし者なきにしも非ざるべし

第五去年と上手となく下手となく桑さい與ふれば増豊作をなしゐるより自然自分天狗の増加したる傾あるを以て飼育上必要の注意を怠るの恐あり

開く昨年豊作の故を以て蠶種の製造も亦非常の多額ゑ造一或る地方の原紙商の如きハ數年土藏の隅に積み置きたる寶れ殘りの古原紙まで悉皆取出して寶り掃ひ思はず藏の掃除を成したりとて悦び居る位にて平年ハ原紙百枚壹圓五六拾錢位の直段なるに去年の蠶種製造の來には三圓以上に騰貴一たりと慣ふにこハ原紙製造高の不足なりしゑはあらずして蠶種の出來高の過分なりし爆據なり譬に蠶種を僧に搗く年と必らず蒸籠の過ふ者なりと聞ふことありあれ蠶種の出來過たる翌年ハ不作なりと云ふ意味にて譬を換へて聞バ蠶種の多く出來るは逆蠶の原因なりと云ふにあり又米作上の譬ゑも苗半作と云ふとありこれ良苗を植ると否とハ收穫上半作の相違ありと云ふ意味なり能〳〵此等の諺を合味するときハ心中自ら釋然理の應

に然るべきを了るものあらん總て諺と云ふものハ中々事情を穿ちゐるもの多く決して輕すべきものにあらざるなりそれゑ就ても去年の蠶は桑の外絲目の繰方寡しとは何處の製絲家も皆異口同音に唱ふる所なるか是まゑ多少蠶種の性質上影響する所なきを保せざるべし何となれは其絲目の寡きは蓋し去年の氣候平年より温暖にして乾燥強きゑより蠶兒の發育甚た速にして充分給桑するの暇なきに蠶兒ハ早や既に老熟せる其結果には あらざるか此事若し事實なりとせば其体育上に及べる影響は如何なるべきか決して十全は期しかたかるべし若し果して然りとせば其卵の成熟又如何なるべきか是亦決して十全ハ期しかたかるべし況や貯藏の注意を怠り不相應ゑ掃立飼育を急せにするゑ於てとや今日まてハ幸ひ無事ゐりまにもせよ兒も意苗を移植一て其精粒を意るも同樣豊作決して期しかたかるべし是れ吾人をして前陸の疑惧を懷かしめ不祥の言を發せしめし所以なり油斷ハ大敵豈慎まざるべけんや既往はさてをき今日以後勝て兜の緒を占めて弱か上に注意を加へ護種の注意を怠らず桑や人手の多少を考へ家の廣さの割合よりは成るべく少し掃立て飼育に力を盡すか肝心そか上若しも幸ひに去年通りの氣候に會はゝ収蔵ハ去年ゑ倍せん若し左なくとも蠶室は吾人蒸籠家の一小天地吾人は其主宰者たり蠶室内の

氣候丈ハ吾人の注意一にて如何樣にもなし得べし氣候は縱ひ劣るとも去年に勝る氣候を造り育育高揚注意に注意を盡すよ於ては遠作とあろか収穫却て去年に劣る氣遣なし勉め玉へや蔭かひする人

◎製絲用水

賛成會員農學士　本多岩次郎

生絲は本邦重大の物產にして其消長ハ直に國家の隆替に關する者なれハ益之か品質に改良を加へ愈之か價格を庶幾にし販路の擴張を計り他邦生絲と競爭場裡に立て風歌を奏すへきは敢て茲ま吾人の喫々を要せさるなり故に之か製出する製絲場の如きも其位置如何よ據りては或ハ其業務の經濟に或ハ生絲の品位よ解からさる影響を及すものなれは之を建築するの初に於て預め之ゝ地位を撰擇せさるへからす然るに世の當業者の之か位置を定むるや概ね其原料たる繭其流通資本たる薪炭及其製造者たる工女等に注目すと雖も最も多量に使用し最も生產物に密接の關係ある用水の如きハ只管得易きのみを考察して其質の如何に至りて毫も意に介せさるものあり是き蓋し製絲家の水質の良否を鑑別するの能なきと製絲場創設の際ふハ直接に之か不便不利を感せさるに因るなるへしと雖も抑も亦世未た製絲試驗場の之ゝ試驗に着手するものあきに因らすんハあらす從ひ以て既設の製絲場にありては水の供給豐なるも其質粗惡製絲ま適せす爲に生產物の價値を下落一或は之か改良に幾多の費用を投するものあり故に製絲場の創設せんと欲せハ原料其他の要素は勿論併せて水質とも能く調査せさるへからす「製絲に用る水は泉水井水河水湖水等より得るを常とも而して是等の水ハ其純粹なるもの極めて稀にして概ね多少の物質を溶解若くは懸浮す然るま是等含有物ま製絲上如何なる關係ひ有するやに至りては伊佛兩國にありても未た充分なる試驗の成蹟あるを聞かす然れとも伊佛當業者ハ曰く製絲用に供する水は絲質に大關係を及すものにして其用水純粹のものなれは製絲も亦美麗なり而一て硅石質の水ハ製絲用に最も適當せりと雖も石灰質の水は絲の柔軟質ひ減一且繰製上に障害を與ふるに由り製絲に適せさるなり又一箇所に滯留して流通せさる惡水の如きハ製絲に絲毛及ひ絲類ひ生するの害あるを以て是れ亦製絲用に適せさるものとす要するに繰釜の水を屢々換へ清潔にもすときは光澤ハ勿論强力及ひ伸力ある絲と製するを得へしと又伊國パトラ試驗場よ於てハ蒸溜水と井水の絲ま關する優劣を試驗せり其成蹟左の如し

第一試驗

「ベルーズ」の藥大瓶より得たる黃色生絲

蒸溜水	井水
一强力强しと雖も少しく粗硬なり	粗硬且纖維の抱合せすして裂く
二柔軟なれとも光澤少なし	粗硬なるも光澤色彩共よ眞し
三柔軟强靱よして絲質善良なり	評するよ足らす
四感觸眞し	劣等
五大よ柔軟なり	粗硬なれとも色彩眞し

第二試驗

「ベルーズ」の藥小瓶より得たる黃色生絲

蒸溜水	井水
一眞し	光澤最も宜しく彈力多く感觸眞し
二柔軟よして色澤共に眞し	蒸溜水に等し
三感觸眞し	纖維色澤共に優る
四色彩美なり	柔軟なり
五柔軟なり	色澤優る

右の成蹟よりて考ふるに蒸溜水は井水に比すれは概して善良なるか如しと雖も其井水たる如何なる物質を含有するや明ならす故に此試驗に依りて如何ある物質の製絲よ如何なる感應を及すやを判定するあと能はさるなり且其試製の生絲は肉眼的感觸的の品評にして器械的鑑査にあらされハ直に之を以て其優劣を確定する能はも世の所謂當らもとも遠からさるの事として見るへきなり此外尙製絲上水質の試驗成蹟少あらされとも一として吾人に滿足を與ふる者あるを聞かさるなり

清國稅務司獨乙人シフイツウエヒフル氏は去る明治廿二年蠶業視察として本邦を遊歷す同氏曾て曰く清國に於ては製絲用水に山間より流出する谿水を用ゐとも井水は決して之を用ゐ是れ谿水は最も純粹なる者なれはなり然れとも若し谿水乏しき所にありてハ河水を用ゆ河水ハ之を用ふるの初に於て水槽内に清水螺を於ち之を清澄せしむ螺は最初槽底に沈み溶々槽壁に沿ふて上り半日にして不純物を吸收す斯くして後螺を除き之を製絲用に供す螺は徐々洗蹤して後再ひ清澄するよ用ゆ」

右の如く學理の精密を以て誇る伊佛よても謬説の本宗を以て知らるゝ清國に於ても水質の製絲よ如何なる感應を及すやの問題よ至りてハ未た充分なる研究ある を聞かす愛を以て余ハ昨明治廿四年十月普通井水及河水等に存在すへき物質を蒸溜

水に溶解し以て其製絲に及す關係如何を試みたり其物質の名稱及數量試驗方法等の全成蹟は蔵一て蠶事試驗成蹟第八報及農學會第拾四號其他諸雲雜誌等にあるを以て茲には其手續を省き結果のみを擧く

第一硫酸石灰の多量に存在するときハ其生絲は光輝を失ひ强伸二力を減殺す

第二鹽化石灰は解舒較宜しと雖も强伸二力と劣弱なり

第三硝酸石灰は解舒惡し

第四硫酸マグネシヤは絲色赤黑味を呈し多量に存するときハ强伸二力劣弱となる

第五鹽化マグネシヤは絲色赤味を帶ふ

第六硫酸アルミナハ絲色赤味を帶ふ

第七鹽化アルミナハ少量に存するときハ赤味を帶ふと雖も多量に存するときハ淡褐色を呈す

第八鹽化剝多更謨ハ解舒佳良なりと雖も絲色或ハ赤味を帶ふるあとあり强伸二力は概して劣弱となる

第九鹽化曹更謨食鹽ハ解舒亦佳良なりして絲色概して宜しと雖も時に赤味を帶ふることあり强伸二力ハ概して劣弱なり

第十硅酸曹達ハ解舒最も佳良ま强力も亦弱からすと雖も伸力は乏しきものゝ如し

第十一硝酸安母尼亞は絲の光澤概して優等なれとも時ま赤味を帶ふるあとあり

第十二硫酸鋼少量ま存する時は絲色黝味を帶ひ多量に存するときハ淡綠色を顯す

第十三硫酸鉄は解舒惡しく絲色黝黑を顯す

第十四鹽化鉄は少量ま存するときは赤味或ハ淡褐色を呈し多量なれハ黝色を顯す

强伸二力は多量ま存するときハ劣弱なり

第十五有機物解舒宜しと雖も光澤不良にて黝色を呈し强伸二力共に劣弱なり

但一含有物の如何ま より求結解舒の難易絲量の多寡絲質の良否等悉く相同しからさるのミならも同種の含有物ま ありても其量の多少によりて各等差あり然れとも茲には各種含有物の生絲上に重ある關係を及はせしものま就て概言せり又其標準は毫も含有物なき蒸餾水を以て繰製一たるものを用たり唯此蒸餾水を以て製しふるものハ生絲屑絲共に概して其量寡きものま如ま語を換へて之を言へハ製絲の際溶解一ふる護謨質ハ他物質ま含有せる者に比すれは多量なるま但たり此多量を示す所以の者は蒸餾水にありても繰製の際護謨質を溶解し從て生絲屑絲の重量を輕減したるものまして其點ま於ける全絲量の不足量ハ護謨質ハ溶解

の異量を顯せり之れに反し他物質を含有せる水を以て繰製せるものにめりてハ其全絲量に對する不足量ハ少量なり乃ち蒸溜水を以て繰製せる者に比し生絲屑絲の量多し故に他物質を含有せるものにありて護謨質の溶解少きゃ知き觀ありと雖も其實全溶解量の寡きゑ非すして含有せる物質の絲繭に附着するか爲め此の知き現象を顯すものなれは其不足量は護謨質溶解の異量ゑあちさるへし故ゑ含有物の如何により繰絲の際練減を生すると或ハ多きものあらん仮借するなり右は唯一回の試驗を施したるに過きさるの故に之を以て直に確乎たる成蹟なりとは斷言すへからすと雖も石灰、マグネシヤ、アルミナ、銅、鉄、有機物等を含有する水は製絲の際或は解舒分離かならさらしめ或て天然純白の生絲ゑ暗黝黃褐等種々の色を帶はしめ或ハ固有の玲瓏たる光輝を失はしめ又ハ強靭の絲質をして脆弱ならしむる等種々の障害を與ふることを明瞭なりとす故に新に製絲場を創設せんと欲せは宜しく其用水ゑ就き是等物質の含有如何を調査せさるへからす

終ゑ隙んて當業者ゑ一の注意を陪與すへきものあり曰く何そや農業及工藝上の關係より水を硬水軟水の二種ゑ大別せしことは是より水若し石灰又は、マグネシヤ、鹽類を含むときハ之を硬水と云ひ否らさるものを軟水と稱す而して多く炭酸又は硫

酸を結合して溶在す其硬水と云ふ所以と此水中に於て綿布を洗ふゑ石鹸を用るときは綿布を粗硬ならしむるを以て分り是を石灰又ハ、マグネシヤ、鹽の石鹸内の脂肪質酸類と結合して不溶解物を成生するに依る而して硬水も亦二種あり一時硬水即ち炭酸の形に於て存在せるもの及ひ永久硬水即ち硫酸の形に於て存在せるものの是なり其前者を一時硬水と云ふ所以は之ゑ石灰乳を加るか又は之を沸騰するときハ石灰又ハ、マグネシヤ、ハ沈澱して終に軟水に變すれハなり此硬軟二水の區別はタラール氏の試驗に據り容易く之と分別するを得へし即ち其方法は染用石鹸と酒精に溶解し此溶液を加るときハ其水硬水なれハ白色の沈澱を生す此水ハ既に試驗成蹟の指示するか知く到底製絲に適せさるものなれは成るへくを用さるを可とす若し之を用ゆるもの止むを得さるに際せは淺き貯水所を設け最初之に水を引き充分日光ゑ曝して後之を用ゆへし然るときは此水大ゑ硬度を減するなり又雨水ハ天然ハ蒸溜水にして天然水中最も純粹なるものなり故に製絲場中に水溜を設けて之を集め用水と爲すを宜しと雖も此の如き場合にありてハ旱天の續きたる後の降雨ハ最初に降りたるものを他へ排出せしめ其後のものを集めて之を用ゆへし如何ともれハ其最初に降りたるものは有機物塵埃其他數種の氣体を含有し其水不純なれはか

ア製するよ製絲よ適する水い含有物を有せざる蒸溜水を以て最良とゐすと雖も到底望むへくして行はれざることなれい成るへく含有物の少きものを撰むへし硅酸燐食鹽等の少量但含有すれば反て宜しきものゝ如しと雖も硬水所謂石灰、マグネシヤ又はアルミナ鋼鉄等を含有をる水は成るへく之を用さるを要を

講義

◎蠶躰解剖論

賛成會員理學博士　佐々木忠二郎

總論

蠶体解剖の事と講究致ーするにハ先蟲類一般の構造に就て攀査するを緊要と致しさを故よ初に之と昇進し、而して後蠶体の解剖の事よ及ぼしまよう

元來動物は、無脊動物と有脊動物との二に分類されて居ります、即ち脊椎を持て居るものと否らさるものとの二つて、此區別を申しますれは無脊動物は其心臟脊にあり神經は腹にあり其中央よ食管を有して居ります之よ反して有脊動物ハ神經其脊にあり心臟は腹部に位ーして居ります之と圖解致しすれハ

蟲類は概ね六脚を有するを以て六脚蟲類とも稱へ、無脊動物の内關節動物に屬して居ります、環節動物と

第一圖

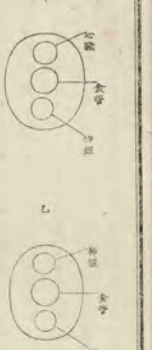

ハ其身体二箇の如く環節より組成ーたるものてあります

此昆蟲ハ七部類に分れて居ります即ち

甲翅類即ち甲蟲の類）　鞘翅類即ち蝶蛾の類）　半翅類即ち蟬の類）
直翅類即ち蝗斯の類）　雙翅類即ち蠅の類）　膜翅類即ち蜂の類）
脈翅類即ち蜻蛉の類）

第二圖

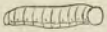

而して蠶は此の鱗翅類の内てあります、是より昆蟲一般の事に就て說明致し、更よ進んて鱗翅類の詳說に論及する積てあります

抑昆蟲類ハ其体三部よ分れて居ります、即ち三圖よ示す如く頭胸腹是れてあります」此頭部にハ二本の髭を有して居りまーて之を觸記と稱へます、此髭は小關節の多く集たるものてありまして或ハ嗜單一にして手の如きものあり、或ハ髭の關節圓くし

第三圖

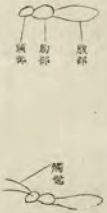

て珠數の如き者あり、或ハ末端膨くれ棍棒の如きものあり、或ハ其末端の關節五つ又は六つ平らたく延長して扇狀をなす等種々の形狀なすものか御座ります

此觸鬚の外に眼球か御座りますか、此眼球を分て單眼複眼の二種と致します、複眼は蟲類に於てハ大抵一個宛頭の左右に存し居ります、此の複眼を表面より觀察しますれハ六角形のものゝ集合して成れる厚皮であります、此の厚皮の下ハ左圖の如き結晶体の堅く透明なるものかありまして、其兩傍ハ色素か御座ります、さて此結晶体に續きて「レテニュラ」と云へるものあり是れ蟲類の眼球に黃或は青又ハ赤色等の區別ある所以であります、又彼の「レテニュラ」の末尾には神經絲出てゝ腦髓に繋通し物を觀別するの作用を司どりて居ります、

第四圖

單眼は形細小にして一個乃至二個若くハ三個を有して有ります、其構造は

複眼の六角形をなせる角膜に等しきものであります

頭部の下方には口と具へて居ります、而して其口の構造ハ左右に齒を具へ又其上下ハ唇があります、此の如く口ハ四つの異なりたる部分かありますが、是は通常物を噛み食ふ所の蟲類ゝ有する口でありまして、物を吸收する蟲の類に至りては種々の變形狀を現します、今之を個々に取り分け細說しますれハ「一」ハ上唇にして、「二」は上顎、「三」は下顎而して之ハ「イ」なる髭を有し、「ロ」の部分には關節かあります、又下唇は末端二つよ分れ傍に凸起部ゝありまして、蟲によりてあきものゝ有り、其左右には各髭を有して居ります之を下唇の髭と稱します、

第五圖

今又物狀吸收しまするものゝ口の構造狀見ますれは餘程異なりて居りまして、次圖に現しました通り、「イ」は下唇上顎は其發育甚不完全でありまして、「ロ」の如き形狀をな

し、ハは又下顎にて大に變化を致しまして一本の細絲の如く横に一本の下顎毛を出して居ります、「ロ」は又下唇にて頗る發達して居ります

第六圖

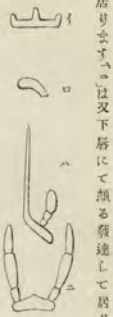

又同しく物を吸收します口にも多少是れに異なるものがあります、例へは蠅の如きものは是てあります、即ち第七圖の如くイは上唇ロは上顎共に劍の如き形をなして居ります、ハ下顎にて「ニ」の櫛圓形にして其一端二片に分れ居るものは下唇てあります、

第七圖

はは右の通りてありますけれとも、其口中に溶液を吸收しまする機械を研究しまをるにハ口を截斷して仔細に檢せねハなりません、今蝶の口の下顎を横斷して檢しますれは、イ圖の如く三日月形のもの二個相集り中央い溝狀をなして居りまして是より花密なとを吸收致します、又牛蠅類の如きは少しく之れと異なりまして下唇大ま發達し、ロ圖の如く溝狀をなし是を斜面より見ますれハ、ハ圖の如くてあります、又上唇ハ大ま形を變化しまして溝の中に棒狀を以て現ハれて居ります、此の二つの上顎の間に開きものあるは下顎てあります、下顎は細管狀をなして居りまして其内ま二つの孔か御座ります、其上孔ハ物と吸收する孔にして下孔は唾液を分泌するの孔て伍ります、即ち食物を食するに際し此唾液と安和して体中に吸入致します

第八圖

又鱗の類は少しく異なりまして九圖の如く下唇は溝の形となり上唇も亦淺溝狀をなして下に向て居ります、上唇の下には、ハ圖の如く堅く尖りさる形の上顎かありまして其下に一の堅き板と見受けますか、是れ通常下唇の奥まあるものてあります、此板中の孔は所謂唾液

第九圖

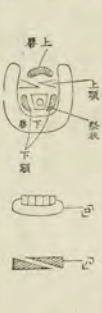

を排出する處であります、此板の左右には各一個の下顎か御座ります

今一つの鑷の異なりまるものは次圖の如く下唇三日月形よして即ち清狀をなし、上唇の前者と同しく其間まる部分は物を吸收する處でこの下に下唇の奥に存ずる堅板かありまして之れに唾液を排出する孔ケあります

第十圖

頭部の外面に存在する諸機管は大抵之にて說き終えましまる

（未完）

◎養蠶術

賛成會員　松永伍作

養蠶業は近時大に進歩の域よ達しまして、全國の農業家は概ね此業に心を傾け何れの地方も此業の行はれまる所なきに至りまして、是れか爲めに一方よりハ此機を奇貨として蠶業ふ關する書籍等續々出版され、恰も汗牛充棟とのの諺の如く東京有隣堂の目錄ふ據りましても、既に百十七種の多きに上ぶりました。回顧しますれは明治四五年頃は養蠶書の世に行はれたるもは僅ふ十種内外でありましまか實に世の趨勢驚くへきものであります、乍併是等の書物とて皆大同小異よて決して珍說のあるてはありません、又養蠶術なるものは僅に蠶てふ一小蟲を養ひ絹絲を得るに外なければ珍奇の說のあきも敢て無理てもありません

されば又鵲り書籍許りふ止まらす桑樹の如きも其名稱殆んと四百餘種の多きふ及ひましまふ、此の桑樹とても斯く異樣のもの多かるへき譯はありませんか要するに同實異名のもの多かるへきと考へられます、さて桑樹の分類法と概言しますれハ、第一發芽の早晩、第二葉形の大小長短獨刺、第三葉肉の厚薄柔軟第四幹の色澤等は主要の点でありますか、是れ標準として精密に調査しますれは僅か三拾種位ふ過きませすまハ西ケ原の試驗場にも百餘種の種類はありますけれとも蠶兒に與へまして同成績のもの多くあります、故に最愛蠶兒に給與しまして其結果に異象を現はさなけれハ分類致しまして格別の効驗なりませんの彼の名稱の夥多枚舉に遑あらさるハ是れ全く一詩流行熱の茲に至りしものでありましよう、

蠶種の如きも異名甚多く一昨廿三年に於ける第三回内國勸業博覽會に出品しました蠶の名稱の異りまるものハ殆んと百四十四種の多きふ及ひました是等も亦桑と同じく斯く絲質の異なれるもの多くあるへき譯はありません、其分類法の概略を述ぶまるとは、第一發生すること年一回のもの（春蠶の如きもの）第二年二回乃至三回發

生するもの(夏秋蠶)第三論の色彩白蠶金黄青白の類(其外白蠶の内にても形狀の大小長短樹幹等あ様りてハ十種乃至十二三種位ゑは分たれさしよう)又た此の外にも蠶体の異なりたるもの即ち班紋のあるもの或は班紋のなき蠶の類又た天蠶紙と云ふ黑きもの泥蠶と名くる汚ならしきもの等も亦た分類に要すへき標準の一つてあり(ます)斯のごとく桑樹蠶蕃の種類非ゑ非常に夥しく當業者をして殆んと其撰擇に迷はしめ恰かも海洋に漂へたる孤舟のごとく向ふ所を失ハしめたる有様てあります)なんと慨かハしき譯てはゐりませんか故ゑ吾人養蠶家たるものは成るへく桑樹も其土地に適そる良種を撰ひ蠶蕃も奇名異稱ゑ泥ます品質の佳良なるものを撰み、栽桑飼育の成るへく良法を取り蠶業の發達と金て國家の富裕を計らねはなりません

(未完)

問答

長野縣通常會員　森山實五郎

◎問

(一)早生蠶ハ蛾の晩く產またる卵より生すると云ふ說あり果して信なりや

(二)軟化病ハ傳染するものなるや

特別會員　見玉實詮

◎答

(一)蠶事試驗成績第八報ゑ據れハ一蛾の產卵中にて先きに孵化せるものゑ晩く產みさる卵に多くして早く產みたる卵に寡なく是れ晩產の卵は自然卵の殼皮薄く(て)溫度ゑ感すること早きの故なるへし而して發育の景況も亦早く孵化したるものは遲蠶最多くして晩く孵化したるもの之ゑ遲き中頃發生したるもの最も健全なるか如し委細は該報告に就て見らるへし

(二)軟化病に罹れる蠶兒の漏出せる糞汁又ハ死体の潰崩したる液と桑葉に附着せしめ健蠶ゑ食せしむるときハ直に傳染し甚しきは四五時間にまて仆死するに至る實に恐るへき傳染激症なり故ゑ該病蠶を出せる蠶座の健蠶は一頭つゝ蟻桑蠶沙等の附着せさる樣別座に移一其蠶箔若くは蠶座等ハ二日間位太陽に曝晒一然して後使用すへし

山形縣通常會員　佐藤保賀治

(一)蠶兒の桑付ゑ適當なる時期ゑ如何

(二)蚕國ゑ適する桑樹の種類を問ふ

特別會員　吉池慶正

(一)蠶兒の桑付早きに失すれは多少の眠蠶あるを免れさるを以て蠶兒不齊の原因となるあとあり之に反して晩きに失すれハ蠶兒の衛生に適ふものなれは此機を見るハ養蠶家の秘訣なりとす通常七拾度乃至七拾五度の溫度なれは十二時間内外にハ起掃かものなり故に之より十二時間位經過しゐる時即ち就眠より廿四時間視位よ桑付するを最も適當の時とす然ともも蠶兒發育の齊否溫度の高低にも關係するものなれは能く其場合に應み斟酌すへし

(二)寒さと以て誇る羽前國米澤地方は古來よりの養蠶國なるの此地方の桑の種類は早生の部は重よ市平振袖等にして稀に鶴曲もあり中手晩は赤木最其多きを占め山中高助之に次き偶六之亟六郎高助等を見る而して此等の樹は悉く高木仕立とす何も桑樹も其土地に適するものと否らさるものとあれば從來其地方よ栽培する内の良種類を吟味そへし

福島縣通常會員　大櫻太郎

牛馬の斃肉を桑樹の肥料とするときハ蠶兒の害あると言ふ說あり果して信なるか

特別會員　增子德之助

牛馬の肉ハ窒素分に富むものゝとして能く草木の葉葉を繁茂せしむるの性あり余嘗て此牛馬の肉を蠶年間桑樹の肥料として施せしことありしか未た蠶兒に有害なるを認めさるのみならす能く桑葉を繁茂せしめ窒素質肥料としては最良肥料なることを信せしむるに至らしめゝり傳染病に罹りたる牛馬の斃肉は未た經驗なし今余か施肥の方法を畧述せんに左の如し

牛馬の肉を細切し肥料桶に入れ此れに少許の灰若くは石灰を混し且つ鳳呂場其他の汚水を流き以て肥料桶に充滿せしめ木枝等を架し土を覆ひ十分醗酵腐敗せしめて後肥乃至厩肥等に灌漑し秋期此れを施したり

若し此腐敗水を其儘液肥として春期多量に施すに於ては桑葉の稍水分に富むの感あり又此肉類を腐敗せしむるよ當り灰或ハ石灰を混せさるに於て腐敗の遲きのみならす効驗精彌きものゝ如く覺ゆ

統計

◎連年生絲輸出數量價格稅額幷歩合調

年次	數量	價格	稅額	百斤平均相場	百斤平均相場ニ對スル歩合
	斤	圓	圓	圓	百分率
十一年	一、四五六、二三五	七、八八六、四四八、七〇	二四、九六六、〇八一	五五、三六三五	四四、四四
十二年	一、六三七、一九八	九、三四四、五四三、八〇〇	三五、一六三、三五七	五五、四五三五	四〇、六
十三年	一、四九八、六一五	八、六八六、六六一、一八〇	三八、六四一、六四一	五八、八五六	四一、〇
十四年	一、八〇〇、一六八	一〇、四四七、一五六、〇	四一、四一、七四五	五六、二一四	四一、八
十五年	二、八八四、〇六八	一六、二一三、一五三、三八〇	五六、二三五、六三五	五六、二一六	四一、二六
十六年	二、二一二、九四五	一二、八八六、四四八、七四〇	四一、二〇七、七四二	五六、八一八	四一、六
十七年	二〇本八、三五八	一一、〇〇七、一七、四四〇	四〇、一〇七、一一〇	五四、四四四	四〇、六
十八年	一、四四五、七一〇、三	一、四七、三三五、八七五	五〇、一三五、八四五	五〇、〇五五	四一、〇
十九年	二、一三一、三四六、四四	一七、三三一、一三五、三八〇	六四、三一三、四四	五六、二一四	四一、八
二十年	二、一三一、九四五、四四	一九、一六〇、〇〇〇、三八〇	七四、九一三、七四五	五六、八一六	四一、六
廿一年	四、九七七、七七八	二四、九七七、一四四、四四〇	一、二二、九一六、四四一	五八、三一八	四一、二
廿二年	四、一二六、七四四	二、三六、六、六四四、一七四〇	一、三六、八六、八四一	五四、八一六	四一、二
廿三年	二、二〇〇、三一五	二、四七、四四四、三五八、八〇〇	一、一六、二一三、二一七	五六、二一七	四一、七
廿四年	五、二一四、四一四	三、三四、六、五三四、四四七、七四〇	一、一四、一〇七、四四六	五六、二一七	四一、七
計	三、八六六、八六六、五四	三、三四、〇〇五、八、六五六、四〇	三、三四、〇〇五、八、六五六、四〇	五六、二一三	四一、六
最近五ヶ年平均	三、八六六、八六六、五四	三、三四、〇〇五、八、六五六、四〇	三、三四、〇〇五、八、六五六、四〇	五六、二一三	四一、六

雜報

◎自明治十九年至仝廿四年蠶業に關する專賣特許品

桑樹摘葉器	埼玉縣	仲九平	製絲節取器	長野縣	宮下幸次郎
時計機仕掛製絲器械	埼玉縣	權田周助	生絲節扱器	神奈川縣	高橋肇八
生絲繰返器械	山形縣	武藤信吉	捻絲器械	茨城縣	谷口彌惣次
桑葉扱取器	埼玉縣	須藤文之助	絲撚器械	靜岡縣	杉本長九郎
桑葉扱採具	群馬縣	小林平十郎	桑扱器	埼玉縣	和田岩三郎
桑葉扱落器械	埼玉縣	原鍋甚藏	桑鋏	仝	市川林太郎
繰絲用圓篋	長野縣	河西宗兵衛	繰絲用鍋	栃木縣	山口宗吉
桑葉扱取鋏	長野縣	渡邊喜三郎	繰絲器械用發動機	群馬縣	小林辰五郎
蛹乾燥器	京都府	入江新助	蒲鉾鋼釜	神奈川縣	天野隅五郎
蛹熱殺器	秋田縣	御法川直三郎	成繭器	埼玉縣	野原繁三郎
桑蠶函	群馬縣	田中兼三郎	繰絲節取器	石川縣	關中文助

蛹殺器　三重縣　中村會十郎
桑葉刻機　長野縣　宮坂友作
桑扱具　長野縣　北澤吉之助
撰繭器　福島縣　齊藤政吉
桑葉刻機　神奈川縣　小間藤藏
桑扱器　群馬縣　鎮目次吉郎
製絲器械　東京府　御法川直三郎
絲繰機　東京府　小宮國次郎
製絲用節扱器　兵庫縣　荒田彌兵衛
養蠶棚　愛媛縣　三瀨善敎
桑葉刻機　宮城縣　勝倉慶平
撰繭器　東京府　御法川直三郎
桑葉扱器　神奈川縣　遠藤喜次郎
桑葉切機　長野縣　中原作太郎
繰絲器機　福岡縣　五十嵐鐵五右衛門
蠶卵種板　廣島縣　林　榮一
桑葉細切機　群馬縣　吉田源吉
繰絲機　福島縣　高橋嘉十郎
桑扱器　神奈川縣　西村周左右
桑扱器　長野縣　吉池松藏
摘葉具　神奈川縣　天野隅五郎
桑葉方截器　長野縣　依田堤
蛹落殺器　山梨縣　望月菱平
繭解舒機　長野縣　櫻井平吉
桑葉刻機械　東京府　小林丑太郎
桑扱具　神奈川縣　清水元藏
桑葉扱器　埼玉縣　和田文次郎
絲取器　東京府　見安周德
桑鋏　山梨縣　關口伊右衛門
製絲用節扱　神奈川縣　市川道助
製絲器械　滋賀縣　川崎源七
蠶下蔟網　長野縣　日野重久
繰絲機　神奈川縣　土方源之助
桑扱器　長野縣　松澤清
揚簇　神奈川縣　稻葉久右工門
製絲器械　長野縣　館三郎
製絲機　福島縣　柳沼良藏
蠶簿淺　兵庫縣　大西定助
製絲用揚簇　群馬縣　大澤貫一郎

○京都府高等養蠶傳習所　京都府にてハ本年も山城丹波丹後の三ヶ國へ各一の高等養蠶傳習所を置くことを議決し夫れか教師として既に丹後には本會特別會員毛呂正容氏山城には同く特別會員柿沼平吉氏丹波には同く特別會員渡邊義武氏傭聘せられたるか目下專ら各郡へ巡回講演して養蠶家を勸導奬勵し居る由渡邊義武氏より報導あり たり

○桑苗の價格　鳴滝特別會員島田儀二郎氏より桑苗の價格の問合ありたるよりより神奈川縣北多摩郡の桑葉家原鳴仙兵衛氏ハ照會したるよ千本ハ付種類に依り三圓より八圓位までの廻き申越せり

○蠶業家の巡回　本會賛成會員高橋信貞氏は島取縣に同松永伍作氏ハ宮崎滋賀二縣の招聘に應じ出張せられ又同會員星野長太郎八田達也の二氏は過般蠶業視察と

して四國九州中國地方を漫遊中なるゝ到る處蠶業改良の演說をなし頗る優待を受け居る由

○蠶業教師　特別會員兒玉實詮氏は大坂府農學校に助教論として同藤木長氏は山形縣東田川郡へ同鈴木貞太郎氏は同縣北村山郡へ養蠶教師として聘用せられたり

○信州の蠶業　本邦第一產額の多きを以て知るゝ長野縣蠶業家の間まて種々議論沸騰し蠶種にまれ生絲まれ方針を一定にし本業の隆盛を謀る等のことは容易まに行はれざる狀況なるか議員撰擧後は大に人心實業に歸着したり然るに恰も信濃蠶業同攻會々長三吉米熊氏歸朝せしを以て各地に慰勞會を開き伊佛蠶業の實況を聽聞せしめとて有志家は夫々奔走し居る由又小縣郡にては蠶業學校を建設し同氏を教頭に推すの計畫ありと同地の特別會員青木演之助氏より報導ありたり

○西班牙蠶絲業近況　過般西班牙アレースよりの特報に曰く昨年收繭の復蠶絲製造の景況い徐々に進行し織物製造も稍增加し傾あり價格は甚引立されとも製絲場は昨年養蠶の好結果を得たるより今日までは頗る好都合に營業し之に反して燃絲業は佛國爲替相場の變動甚しきため大に妨害を蒙れり又佛國か今度燃絲に輸入稅を增加し蠶業保護金を用與するの事實は西班牙の蠶絲業まに重大なる影響を及ぼすへしと

○新潟縣蠶絲業協議會の顚末　新潟縣にては蠶絲業組合を設けし以來改良の方法稍其緒に就きしも間もなく中止して以來各郡に於て蠶絲業改良の方針を異にし粗惡の生絲を製造する等種々の弊害を醸成し大まに海外需用者の信用を失し客歲横濱市場に於ける爲後生絲の過半は賣買破約となり現今に至るも荷空しく倉庫の中に堆積する有樣なり殊に農商務省よりは蠶絲に關して注意の次第もありまれは大に蠶絲業の改良を計らんとて去五日より各郡蠶業組合員を會合し八日まて蠶絲業協議會を開きまるか同會にて更まに決議しまる要領は生絲改良の爲め適宜の場所へ合同揚場を設け生絲の檢査をなすこと幷まに二十二年同縣令甲第十四號を以て達したる蠶絲業組合規則を取締規則と改正し同規則中まに犯則者を造幣罪まに處罰するの條項をも加へ從來の如く組合へ加盟せすして粗製濫造の生絲等を製絲販賣するものを防遏せんとの趣旨にて縣知事の認可を請ふこと及生絲輸出稅の免除を得るも改良に効力を與へされは終に販路を失まに至るは明なるを以て輸出稅は從前の通に据へ置き輸出稅の三分一金を地方蠶絲業組合に補助して生絲製造の改良を計り變り

三分の二の内にて政府は生絲輸出地に生絲檢査所と設立すること昨年に十九年農商務省令第九號蠶種檢査規則全部を施行されんとの一議案を政府に建議し尚帝國議會にも請願すること等の諸件を全會一致にて議決の上夫々の手續を定め委員二名を上京せしむることゝなれりと特別會員本間宏氏より報導ありたり

○伊國農商務大臣蠶業家に答ふ　伊太利コザーヌ府商業會議所に於て佛國の蠶業保護金ふ對する豫防策即ち繭ふ絵出稅を課する件等を議決し此旨同所より政府ふ報告したるふ農商務大臣は移書官を以て左の意を同會議所議長へ一書を送付せり伊國政府に於ても業已に佛國蠶業政策に注意し又取調つゝあり此件たる素より伊國蠶絲生產上一大關係あるものなるを以て果して其影響を蒙るものと確認すれハ勿論相當の策を施さゞるへからす猶此件に就てハ可成丈け滿足せしむる樣致すへし云々

○蠶桑講話會　去月六日神奈川縣鎌倉郡に於て蠶桑談話會と開きたりしふ本會賛成會員芝山宗太郎氏臨場講話されたり又同縣橘樹郡稻田村長松寺に催したる農桑談話會には賛成會員農學士横井時敬氏特別會員吉池慶正氏出張し來作の話及び蠶兒飼育の要領を演述したる由なるゝ孰れも非常の盛會なりたる由

○最古の養蠶書　本會賛成會員綠木喜三氏群馬縣北甘樂郡有志者の招待ふて出張し同郡養蠶傳習所にて養蠶上の要件を講談せられたる趣なるか稀有の盛會なりし由而して同郡蠶業家某は中御門天皇正德二年ふ上州群馬郡桃井庄馬場重久翁の著ハせる蠶養育手鑑なる書を同氏の看覽に供しふりと從來刊行し坊間に鬻く養蠶書ふてハ寛延七年信濃の人塚田與右衛門氏の養蠶秘書と以て嚆矢と侮へしも今茲に此の書を見る姜ー本邦最古の養蠶書なるか

○蠶絲業集談會　鹿兒嶋蠶絲業取締所に於て蠶絲業集談會を催したりしに來會するもの數十名庸定まるや會則數ヶ條の修正をなし終て蠶種改良方法製糸用水質の件蠶兒飼育の方法桑樹除害の方法等を討論講究したりしか各自皆熱心經驗說等を講述し頗る盛會なりし而して爾來大に當業者の注意を惹き起したりと同地特別會員石塚萬之介氏より報道ありたり

○伊佛の製絲本邦當業者の注意　伊佛兩國ふ於ける製絲業上我當業者の注意すへき要件ふ關し里昂駐在帝國領事代理副領事魚崎寛良氏より去十月廿二日附を以て左の如く外務省へ報告あり

從來の實驗に據れハ伊佛兩國とも品位上等の蠶絲を製出する所は其土地祇山嶽

を戴き平坦ならざる地方にあり而して山嶽ある地方にて收獲したる繭は平坦なる地方にて收獲したる繭より品質優等なり現に佛國產絲中首位を占め其品質最良を以て世界に稱賛せらるゝ製絲はセヴェンヌ連山地方の蠶絲に係れり且つ山地の製絲は平地の分よ比すれハ品質優等なるのみならず一層强力に富み繭を亦護謨質分を含むこと少なき故以て謬ひて絲の緯方容易なることは著く伊佛兩國當業者の認むる所なり蓋その故は繭の種類に因らずして桑葉の資質よ因る者なるへし尙これ仔詳言すれも即ち桑葉の要素を養成する氣候及地質に因るものゝ如し今その一證を以て見るべきは曾て伊國ピィチロッル地方よ於て輸入外國蠶種と飼育復製せに其絲質漸々改良し終に八强力を增し護謨質分減し良質の繭絲を得るに至りと云ふ製絲用に供する水は絲質に大關係を及すものにして其用水純粹のものなれハ製絲も美麗なり而して硅石質の水は製絲用に最適當せりと雖も石灰質の水は絲の柔軟質を減じ且緣製上よ障害を與ふるに由り製絲用に適せざるあり又一箇所よ滯留して流通せざる惡水の如きは製絲よ絲毛及絲類を生するの害あるを以て是亦製絲用に適せざるものとす要するよ繰釜の水を屢々換へ清潔よ保つときは光澤ハ勿論强力及伸力ある絲を製するを得べし佛國の製

絲家は繰釜の水に蟹の汁液を加へ使用するの習慣あり其說に據れは該液は絲の强力伸力を增し繰絲を便ならしむるの益ありと然るに生絲の强伸力は繭の質よ因るものにして蟹の汁液を以て增進し得へきものよあらず殊よ該液を用ひされは繰絲不便なりとは信し難きことにして該液を用ふるときハ反りて生絲に汚色を帶ハしめ其光澤を減ずるの害あるを決して前記の如き功能あるものにあらずとの說を唱ふるものあり故よ佛國に於ても上等の製絲を製出するセヴェンス地方の製絲家は全く該液を使用するあとを廢止するに至れを要するに清水を用ふれハ美麗なる製絲を得るあとは伊佛兩國當業者の實驗上信認する所なりにして就中石硅質又は粘土質の地を經過流通する雪水の如きハ最も製絲用に適せりと云ふ伊國ロンバルチィ地方の或る製絲所長は光澤ある生絲を得んよハ繰釜の溫水を清潔に保つ仔最肝要なりとし其溫水を間斷なく流通せしめんとまて計畫せりと而して伊國に於ける上等の製絲所は一般に繰釜の水仔換へること毎日三回なれとも中にハ五回程も換へる製絲所ありと云ふ但し伊國よ於ける製絲所繰釜の熱度は左の如し

厚き繭に對してハ　熱度五十乃至五十五度（レオミュウル氏寒暖計）

海き繭同上	同	四十五乃至五十度同上)
絲毛多き繭同上	同	四十乃至四十五度同上)

然るに伊國よりては餘り高熱の熱度も絲毛を生するの害ありと稱すれども佛國の製絲家ハ高點の熱度ハ伸力を增進せーむるの利ありと云へり蛹蛹を殺すに溫度又は蒸氣を專用し或は之を併用するあり各自その用法を以て最良とするもの、如し然れども繭の最乾きたるものは繰絲難ひて惡ーく屑減の最も多きものは絲質從ひて良好ならずとは製絲上の原則なれは前記の殺蛹法を適宜折衷することは肝要なるへし繰製法二樣の內「レヤポン」法即通常夫婦取と稱するものは佛國よ最多く行れ「ダウエル」法即「ケンネル」取ハ伊國に最も多く行はる茲に右兩法實驗上の成績を對比すれハ

夫婦取	生絲一基に付き	乾繭四基六六二	
「ケンネル」取	同	同	四基七三八

二口取にて生絲一基を製するに要する時間を對比すれハ

夫婦取	五日と八時間
「ケンネル」取	五日と四時間

又强伸力を對比すれハ

夫婦取	强力	四四	纖度一〇、八一の生絲に對し
「ケンネル」取	同	四二	同 一一、三九同上
天婦取	伸力	一五二	同 一〇、八一同上
「ケンネル」取	同	一六〇	同 一一、三九同上

因に記す日本產種にて收獲せし繭は繰絲惡しく屑減多しとの說あり

本會記事

蠶業者團結必要の機運既に熟せしを以て各地方より頻に在京の蠶業家に向て團結を謀ることを促せり茲よ於て在京の蠶業者は明治廿四年十二月一日東京神田明神社內開花樓に創立會議を開く會するもの藤木長小畑岩次郎柿沼平吉吉池慶正見玉實詮宮井悅之輔御法川直三郎毛呂正容の八氏にして小畑岩次郎吉池慶正見玉實詮御法川直三郎の四氏よ本會規則編輯のことを依囑し散會せり

明治廿五年一月十五日再び神田開花樓に會す來會者小畑岩次郎吉池慶正見玉實詮御法川直三郎の四氏にーて當分報告ハ日本蠶業雜誌に掲載することゝ假事務所設置

の件等を議し散會せり

仝年二月一日前同所に會す來會者は小畑岩次郎吉池慶正兒玉實詮御法川直三郎の四名にして本會創立の旨趣書を印刷し會則と共に各地方の蠶業家に紹介することを吉池慶正氏に依托せり

同年三月十五日前同所に集會と催す來者森木長小畑岩次郎吉池慶正兒玉實詮御法川直三郎の五名にして遞信省令第四號の爲本會報告を日本蠶業雜誌に掲載することを能はざるに至りしを以て特に第一回は大日本蠶絲會報告なるものを發し夏に四月十七日に東京に全國會員の大會を開き本會將來の方針及擴張方法等を議することを決せり

會告

蠶業上の狀況を通信し或は質問又は諸般の紹介を依頼せらるゝ方は東京北豐島郡瀧ノ川村元西ヶ原大日本蠶絲會吉池慶正宛にて御申越可被下候也